

通報者の範囲

現行法の規定：労働者が保護の対象。

通報主体		被る可能性のある不利益取扱いの内容	留意点として指摘されている主な事項
労働者 <small>(公務員、派遣労働者、取引先の労働者を含む)</small>		<ul style="list-style-type: none"> 解雇、雇止め、退職勧奨 降格、不利益な出向・配転、昇給差別 給与や賞与の減額 事実上の嫌がらせ、不当な損害賠償請求 等 	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> 公益通報者保護法による保護の対象 </div>
退職者		<ul style="list-style-type: none"> 退職金・退職年金の不支給、返還請求 事実上の嫌がらせ、再就職妨害、不当な損害賠償請求 等 	<ul style="list-style-type: none"> どのような不利益取扱いが想定されるのかを明確にすべき。 退職後一定期間内の通報のみに限定すべき。
役員等		<ul style="list-style-type: none"> 解任 再任拒否 事実上の嫌がらせ、不当な損害賠償請求 等 	<ul style="list-style-type: none"> 役員と会社の関係は委任契約関係である点を考慮すべき。 役員には忠実義務があることから、まずは内部で是正措置を採るべき。
取引先等事業者 <small>(フリーランス等の個人事業主を含む)</small>		<ul style="list-style-type: none"> 契約の解除 再契約の拒否、発注の減少 事実上の嫌がらせ、不当な損害賠償請求 等 	<ul style="list-style-type: none"> 契約自由の原則が侵害されるおそれがある。 事業者間に一定の力関係があるケースなど、対象を限定すべき。
その他 (例)	労働者の家族	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の家族の通報により、労働者に解雇その他の不利益取扱いを行う 等 	<ul style="list-style-type: none"> 保護の対象となる範囲が不明確となる。 不利益取扱いを受ける可能性がない者まで通報者の範囲に含める必要はない。 <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; color: orange; text-align: center;"> 公益通報者保護法の対象外 (一般法理による保護の可能性はあり) </div>
	消費者 <small>(例：学生、介護施設入所者等)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 学生の通報により、学生に嫌がらせや退学処分を行う 等 	
		<ul style="list-style-type: none"> 介護施設入所者の通報により、入所者に嫌がらせやサービス利用契約の解除等を行う 等 	

通報対象事実の範囲

現行法の規定：国民の生命、身体、財産その他の利益にかかわる法律に規定する
刑罰規定違反の行為であることが必要。

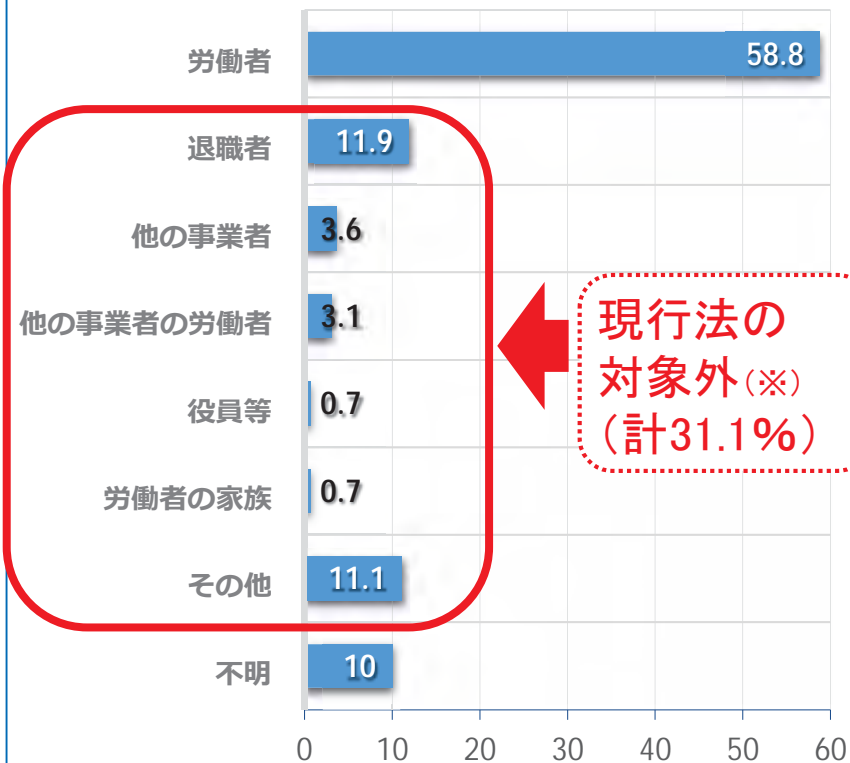
	法律に違反する行為			国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接の目的としていない法律	その他の行為
	国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接目的とした法律	国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接の目的としていない法律	その他の行為		
刑事罰により実効性が担保されている法律	法目的	対象法律の例	法令違反行為の例	<例> ○専ら法人の内部管理にかかわる法律（各種独立行政法人設置法等） ○専ら国家の機能にかかわる法律（各種税法、公務員法、補助金適正化法、入国管理法等） ○各種事業の振興や促進のための法律（農業振興地域の整備に関する法律等）等	<例> ○条例に違反する行為 ○行政が定める基準や指針に反する行為（最終的に法令により刑事罰が科されるものを除く） ○その他不当な行為（倫理に反する行為等）等
	個人の生命又は身体の保護	○刑法 ○食品衛生法等	・恐喝に当たる債権回収 ・販売を禁止される有害食品等の販売		
	消費者の利益の擁護	○金融商品取引法等	・重要事実の非公表による公開買付		
	環境の保全	○大気汚染防止法 ○廃棄物処理法等	・排出基準に適合しないばい煙の排出 ・廃棄物の投棄		
	公正な競争の確保	○独占禁止法等	・私的独占や不当な取引制限		
その他	○個人情報保護法等	・同意なく個人情報を第三者に提供			
刑事罰がない法律	公益通報者保護法の対象法律（平成30年1月1日時点464法律） <例> ○刑事罰のない規制法違反（パートタイム労働法等） ○消費者基本法等の努力義務違反 ○民法違反等（公序良俗違反、不法行為、債務不履行等）等			公益通報者保護法による保護の対象外（一般法理による保護の可能性はあり） <例> ○各種組織法・設置法等	

相談ダイヤルに寄せられた相談事案の傾向

消費者庁が設置する公益通報者保護制度相談ダイヤルには、現行法で保護の対象とされる内容以外の通報相談も寄せられている。

(1) 労働者以外の通報者の存在

個別事案を内容とする相談（2,142件）のうち、現行法の対象となる労働者（公務員、派遣労働者を含む）以外の通報者の属性としては、退職者が最も多く、役員や事業者からの通報も存在する（単位％）。



(2) 現行法の範囲外の通報内容の存在

個別事案を内容とする相談（2,142件）のうち、現行法の通報対象事実以外の通報の内容としては、ハラスメントが最も多く、公務員法、補助金適正化法、税法に関する通報も存在する（単位％）。



※「他の事業者の労働者」は、法第2条第1項第3号の要件を満たす場合には、現行法でも保護の対象となる。

出典：平成25年1月から平成29年12月までに公益通報者保護制度相談ダイヤルに寄せられた相談内容を集計・分析したもの